

特許庁における手続のデジタル化推進計画
～ユーザーの利便性向上と業務最適化の両立に向けて～

令和3年3月31日

特許庁

はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を契機に、テレワーク、サテライトワーク等の新しい生活様式への移行が急速に求められることとなった。そのような新型コロナウイルスがもたらした「新たな日常」には、社会全体のデジタル化が大きな原動力となる。

政府としても、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針¹」(令和2年12月25日閣議決定。以下「デジタル改革基本方針」という。)において、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このビジョンを見え据えた施策の展開を行っていくことが明記されたところである。

2019年(令和元年)に改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。)が施行され、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則²が基本原則として明確化されるとともに、国の行政手続のオンライン化実施が原則とされている。

特許庁では、デジタル手続法に先立つ1990年(平成2年)に工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号)を制定し、迅速な審査の実現等、ユーザーへのサービス向上の観点から、出願から審査・登録・公報の発行に至るまでの過程を総合的にデジタル化するための取組を推進してきたところである。現在、特許庁の電子申請等において活用されている電子出願ソフトでは、デジタル・ガバメントにおいてデジタル社会の基盤として位置づけられるマイナンバーカードの電子証明書や商業登記電子証明書を認証ツールとして活用する等、デジタル改革基本方針に整合する取組も進めてきた。さらに、登記事項証明書の添付を求める手続について、添付を省略するための情報連携を進める等ワンスオンリーの実現に向けた取組も推進していくこととしている。

この「特許庁における手続のデジタル化推進計画」は、上記を踏まえ、実施庁である特許庁における申請手続等について、デジタル改革基本方針を踏まえ、ユーザー目線でのデジタル化のあり方とその実現に向けた今後の方針を示すものである。

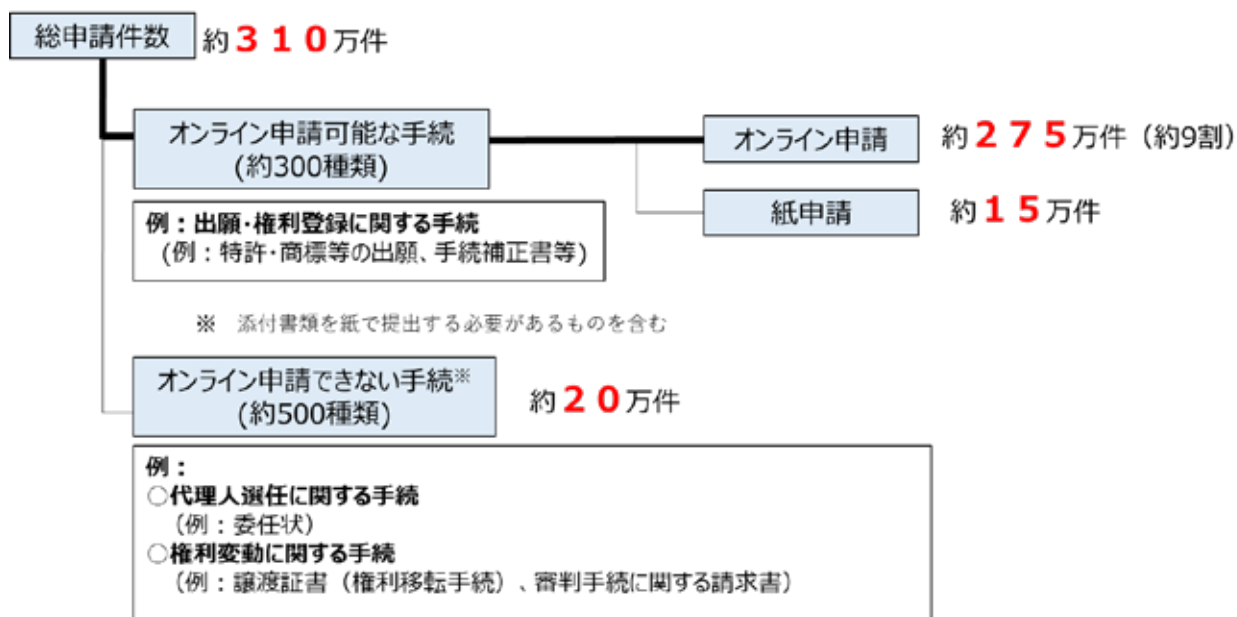
¹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryou1.pdf>

² デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、 ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、 コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

・特許庁における申請手続等のデジタル化の状況

特許庁は、1990年に世界に先駆けて特許出願をデジタル化し、以後、順次手続のデジタル化を進めてきたところである。現在では出願等の申請手続年間約310万件のうち、約275万件は電子的に処理され、約800種の申請手続のうち、約300種の手続については全てオンライン申請が可能となっている。しかしながら、オンライン申請できない手続や、オンライン申請は可能であるが、添付書類として押印した書類等の提出が必要な手続がなお約500種類存在しており、ユーザーのデジタル化・テレワーク化の障害となりうる状況となっている³。

【図1 特許庁におけるオンライン申請の現状】



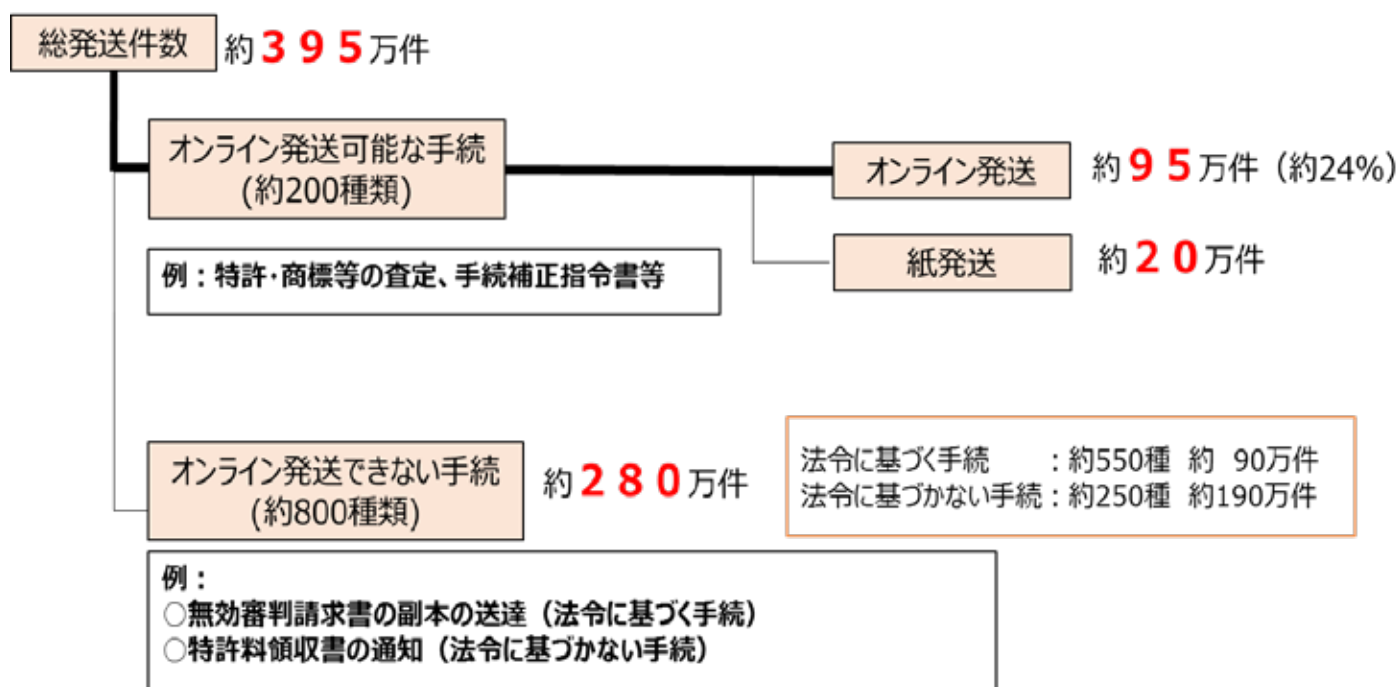
また、特許庁への申請に対する応答等の特許庁からの発送手続については、1993年にオンライン発送システムの稼働を開始したが、年間約395万件の発送件数のうち、オンライン発送は約95万件(約1,000種の発送手続のうち、約200種のみオンライン発送可能)にとどまっている。申請手続と同様に、これらの発送手続についてもデジタル化のニーズ⁴が寄せられている。

³ 産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会における意見募集において、ユーザーから、権利移転登録手続、異議申立や当事者系審判書類のデジタル化を要望する意見が提出されている。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/document/05-shiryu/05-shiryu02-2.pdf

⁴ 企業との意見交換等では、特許等の登録証、特許料領収書、審判請求書のオンライン発送の要望が寄せられている。

【図2 特許庁におけるオンライン発送の現状】



ユーザーにおける、新型コロナウイルス感染拡大防止・予防のための新しい生活様式への移行（テレワーク、サテライトワーク等）や業務効率化の推進に資するためには、特許庁への申請手続及び発送手続のデジタル化は急務であり、実現にむけた早期の取組が必要である。

なお、デジタル化は目的ではなく手段である。デジタル化実現にあたっては、利用者がサービスを受ける必要が生じた時の最初の行動から最後の行動まで（エンドツーエンド）の視野に立ち、紙で行っていた従来の手続を単にオンライン申請・発送に置き換えるだけでなく、発送されたデータの利用も想定し、ユーザーが受ける便益を向上させる視点で適切な手法を選択することが不可欠である。

・特許庁における申請（IN）手続のデジタル化の方針

1. デジタル化の対象となる申請手続

現在、電子申請できない手続の例は以下の通り。

- Ⅰ 代理人選任に関する手続（委任状）
- Ⅰ 新規性喪失の例外に関する手続（新規性喪失の例外証明書）
- Ⅰ 権利移転に関する手続（例：特許権移転に係る申請書及び譲渡証書）
- Ⅰ 当事者系審判に関する手続（例：無効審判請求書）

上記手続のデジタル化が進んでいなかった理由としては、
件数が少なく、費用対効果が低い

添付書類として手続者以外の押印を求めた証明書（書面）の提出を求めている（例：権利移転申請の際に添付する譲渡証書、代理人選任届に添付する委任状）申請書に登録免許税の印紙貼付を求めている（例：権利移転申請）があげられる。申請手続のデジタル化には、上記課題を解決することが必要である。

2．デジタル化の方向性

(1) 電子出願ソフトの活用

特許庁における電子申請は、電子出願ソフトによって可能となっており⁵、PCT（特許協力条約）⁶への対応による迅速な国際出願を可能としているほか、多くのユーザーシステムも電子出願ソフトとの連携を前提に構築がされており、ユーザーに広く浸透している。このため、ユーザーの利便性を第一に、コスト効率性も考慮し、今後電子申請を可能とする手続も電子出願ソフトによって実現することとする。また、電子出願ソフトは、マイナンバーカードや商業登記電子証明書の利用により通信プロトコル上でのセキュリティが確保され、手続者の本人確認も可能となっている。

さらに、電子出願ソフトは特許庁内の申請案件に対する業務処理のためのシステムとも連携しており、特許庁内の業務効率の観点からも有効である。

(2) 課題解決の方向性

費用対効果への対応

件数規模の小さな手続群をまとめて受け付ける等開発コストの削減を図ることで対応する。

添付書類として手続者以外の押印を求めた証明書の提出への対応

押印は、証明書の名義人の本人確認を行うために求めていることから、電子申請する場合においても電子的に本人確認を行う必要があるが、現行の電子出願ソフトでは、手続者以外の本人確認を電子的に行う措置が講じられていないことが問題となる。これに対して、以下の対応により、デジタル化を実現する。

(a) 証明書の押印の廃止

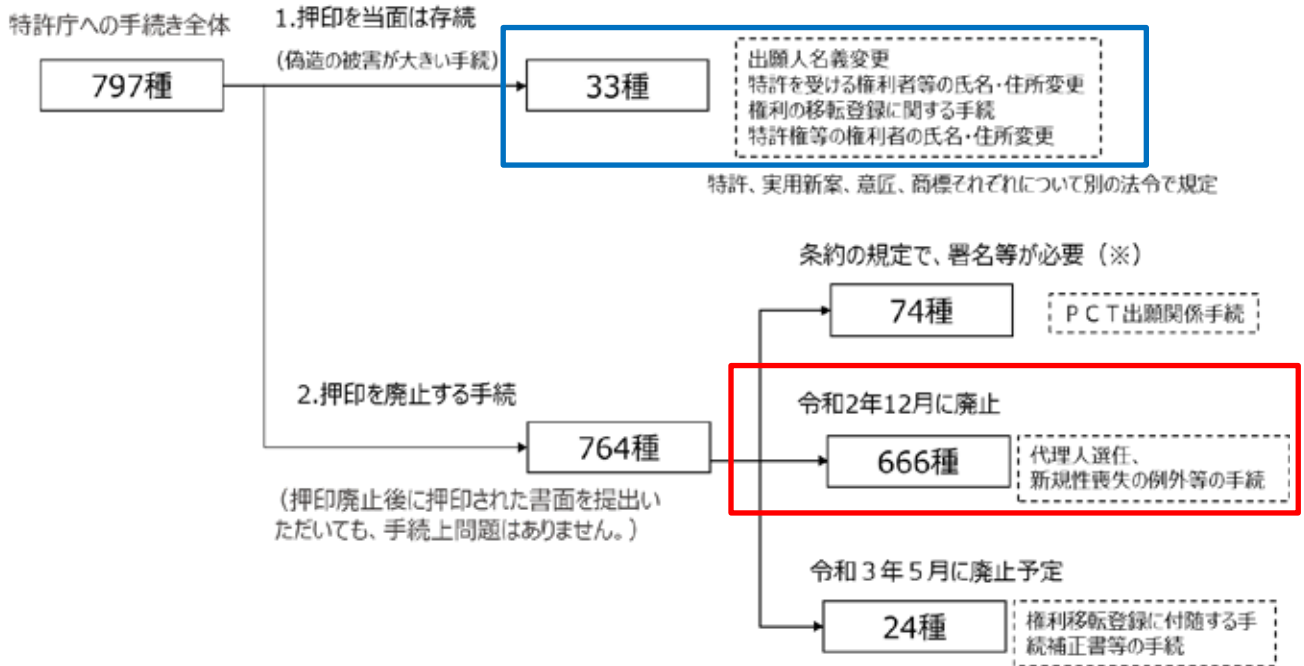
「規制改革実施計画（令和2年7月17日 閣議決定）⁷」に基づき、特許庁においてこれまで法令等により国民や事業者等に対して押印を求めている手続について見直しを行い、偽造による被害が大きいとされる一部の手続を除き、押印を不要としたところ。

5 インターネット回線を利用し、電子証明書と専用ソフトウェアを用いて、自宅や社内のパソコンから特許庁へ特許等の出願や、特許庁からの書類等の受け取りをオンラインで行うサービス。

6 PCT 国際出願とはひとつの出願願書の特許協力条約に従って提出することによって、PCT 加盟国であるすべての国に同時に申請したと同じ効果を与える出願制度。

7 「規制改革実施計画」（<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>）では、法令等により、国民や事業者に対し押印を求めている手続について、恒久的な制度対応として、2020 年内に必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこととされている。

【図3 特許庁の申請手続における押印の見直しの考え方と全体像】



※条約で署名等が求められている手続の運用 (施行日: 令和2年12月28日)

①署名は、自筆に限らず、イメージファイルによる印刷、ゴム印によるスタンプによる申請も可能。

②法人の署名は代表取締役だけでなく代表者から署名をする権限を付与されている者によるものも可能とする。

代理人選任届に添付する委任状、新規喪失の例外証明書等は、今般押印を廃止した (図3の「2. 押印廃止」に該当 (赤枠部分) することから、申請手続のデジタル化にあたり、これら証明書については、電子申請の際に、押印されていない証明書のPDFを添付することで対応可能である。

(b) 押印を求める証明書の電子的な本人確認措置 (電子署名等)

権利移転申請書に添付する譲渡証書等については、偽造による被害が大きく、押印を存続することとした (青枠部分) ことから、申請手続のデジタル化にあたっては、証明書の名義人について、押印に代わる本人確認の措置が必要である。例えば、証明書のPDFに電子署名を付すことを求めること等を想定している。活用する電子署名は、セキュリティと普及の状況等を考慮しつつ、政府全体の取組も踏まえながら選定する予定である。

登録免許税の印紙貼付を求めている申請書への対応

関係省庁との連携の下、登録免許税の電子的納付手段を整備することや、納付確認を電子的に可能とすること等の対応を行い、支払いのデジタル化の実装を行う。

上記方針により、すべての申請手続をオンラインで行えるようにする。

・特許庁からの発送（OUT）手続のデジタル化の方針

1．デジタル化の対象となる発送手続

現在、オンライン発送できない手続の例は以下のとおり。

- Ⅰ 特許料領収書の通知
- Ⅰ 特許証関連書類
- Ⅰ 自動納付登録通知書
- Ⅰ 国際調査報告書（PCT出願関連）
- Ⅰ 当事者系審判に関する副本の送達

2．デジタル化の方向性

(1) 電子出願ソフトの活用

申請手続と同様、ユーザーへのオンライン発送も、既存の電子出願ソフトを最大限活用していく。

(2) 発送の方法

発送書類の中には、法令に基づく送達（当事者系審判に関する副本の送達等）指令（移転登録申請に対する手続補正指令書等）や、サービスの行っている通知（特許料領収書等）が存在する。送達や指令は、その送付が送付先の応答期間の始期となるため、厳格な送付日時の管理が必要である。一方、サービス通知については、基本的にはユーザーが必要な時に閲覧（一括して一覧）できればよいものであり、送付の性質によってユーザーにとって望ましいとされる送付方法を検討する必要がある。

・スケジュール及びオンライン手続の利用率向上のための支援策

1．今後のスケジュール

申請（IN）については、全ての手続をまとめてオンライン手続が可能になるよう、以下の想定スケジュールで開発を行い、2024年3月までにシステムをリリースすることを目指す。

< 想定スケジュール >

- | | |
|----------|---|
| 2021年度 | システム化要件（業務変更内容、システム処理機能、システム性能等）決定 |
| 2022年度前半 | システム設計 |
| 2022年度後半 | システム設計～システム開発 |
| 2023年度前半 | システム開発～各種試験 |
| 2023年度後半 | 各種試験を経て年度内にリリース予定
（システム開発の検討次第で変更の可能性あり） |

一方、発送（OUT）については、法令上の課題やシステム改修の範囲等を手続ごとに検討する必要がある。このため、OUT手続については、年間の発送件数が多いもの、ユーザーからデジタル対応の要望が高い手続を優先的に検討し、INの開発と併せて改修可能なものは全て、上記の想定スケジュールでの開発を目指す。

なお、上記以外のOUT手続については、類似制度の検討状況等も踏まえつつ、業務フローの見直しを行い、法令上の課題やシステム改修の範囲等を整理した上で、順次デジタル化を進めていくこととし、速やかに具体的な計画を策定していく。

2．利用率向上のための支援策等

特許庁の手続の更なるデジタル化は、ユーザーである事業者等におけるテレワーク、サテライトワークの推進、ひいてはユーザーの業務効率化に資するものであり、さらには、電子出願ソフトの活用が、ユーザーのデジタル社会参画のきっかけにもなり得る。

このため、特許庁としては、システムの開発のみならず、その利用率を向上するための取組を強化することが必要である。

特に、社内のデジタル化が十分に進んでいない中小企業においては、電子出願ソフトの利用を躊躇する場合も想定される。電子出願ソフトの活用のメリットや活用方法の周知、知財総合支援窓口における出願支援等を通じて、出願ソフトの利用率向上を目指す。

また、セキュリティ上の問題が生じない手続等については、電子出願ソフト以外のより簡易な方策（Webの活用等）の検討を行うなど、ユーザーの利便性向上のための制度・システムの不断の見直しを行っていくことが重要である。